

鈴鹿市都市公園における臨時的な飲食販売事業に関する要領

令和3年3月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の都市公園（以下「公園」という。）内において、飲食物等の販売を臨時で許可することにより、公園利用者の利便性を向上させ、公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的とする臨時的な飲食販売事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象公園)

第2条 販売を許可する公園は、別紙「対象公園一覧」のとおりとし、営業場所は、営業を希望する期間において、公園管理上支障がないとして市が定めた場所とする。

(営業可能期間)

第3条 営業可能期間は、1つの申請につき、連続する14日以内の許可証（第9条第4項に規定する許可証をいう。第8条第10号において同じ。）に定める期間とする。ただし、当該公園内でイベント等の予定がある場合は除く。

(営業可能時間)

第4条 営業可能時間は、原則として9時から17時までとする。（準備及び撤収に係る時間も含む。）

(販売品目)

第5条 販売品目は、公園利用者の便益に寄与し、かつ、酒類を除く飲食物で、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内のものとする。

2 1つの公園で複数の出店を許可する場合、出店における主要販売品目は申請の先着順に決定するものとし、以降の申請において、その重複はできないものとする。

第6条 申請要件は次の各号のとおりとする。

(1) 屋外営業に関する公的機関の発行する営業許可証を有する個人、法人又は任意団体

- (2) 営業日までに消防署に「露店等の開設届」を行う者（調理に火気器具等を使用する場合に限る）
- (3) 保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者
- (4) 移動販売車（キッチンカー）での営業の場合は，出店者が当該車両の所有権を持っている又はリースしている者に限る
- (5) 個人，法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に掲げる事項該当しないこと
 - ア 制限能力者（成年被後見人，被保佐人，被補助人及び未成年者）
 - イ 破産者であって，復権していないもの
 - ウ 懲役又は禁固の刑に処せられ，その執行が終わっていない者
 - エ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で，判決が確定していないもの及び有罪判決を受け，刑期又は執行猶予期間が満了していないもの
 - オ 申込業種について，申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - カ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - キ 税金等を滞納している者
 - ク 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者，主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
 - ケ 政治性及び宗教性のある事業者
 - コ 公序良俗に反する者及び各種法令に違反している者
 - サ 公園の円滑な運営に支障をきたす者又はそのおそれのある者（使用料等）

第7条 事業者は，使用料として次の費用を支払うものとする。

使用面積に応じた使用料（鈴鹿市都市公園条例別表第1）

※計算方法：使用面積（店舗面積＋ α ）×

使用単価（1平方メートルあたり38円）×使用日数

2 使用料は、原則還付しないものとする。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用をすることができなくなった場合、市長は、その使用料の全部又は一部を免除または還付する場合がある。

(許可条件等)

第8条 その他営業に当たっての許可条件等は次の各号のとおりとする。

- (1) 営業決定後、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) 許可は、1つの申請者につき、1期間、1箇所までとする。ただし、他に使用申請がない場合は、この限りではない。
- (3) 許可面積は、1件につき15㎡までとする。
- (4) 販売品目を変更する場合は、事前に申請すること。
- (5) 雨天等により出店を中止する場合は、事前に連絡すること。
- (6) 公園内への車両の乗入は、指定された場所のみとし、事前に市担当者と協議を行うこと。使用する車両の形状・重量が公園施設に影響を及ぼす場合は、許可できない場合もある。
- (7) 許可期間中、営業日以外に公園内へ車両や荷物等を放置しないこと。
- (8) 営業に際し、公園内の電気設備、排水設備及び水道設備を使用しないこと。(必要な場合は出店者が用意すること。)
- (9) 火気を使用する場合には、消火器等を準備し、防火対策を行うこと。
- (10) 営業時には、必ず店頭に許可証を掲示すること。
- (11) 出店者は、必ずごみ箱を店舗の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して持ち帰り適切に処理すること。また、店舗及びその周辺を常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。
- (12) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。また、食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- (13) 営業中にBGM等の使用はしないこと。
- (14) 排水、汁物や油類の廃棄は厳禁とする。
- (15) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。

- (16) 公園施設を汚損させないように留意し、汚損させた場合は、出店者の負担において原状回復を行うこと。
- (17) 出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決すること。
※P L 保険（生産物賠償責任保険）への加入などご検討ください。
- (18) 災害、疫病の流行等により、公園の管理上特に必要があると認める場合は、許可を取り消す場合がある。
- (19) 自己都合による休業等、他の出店希望者の出店の妨げとなる行為を行った場合は、使用許可を取り消し、また次回からの出店をお断りします。
- (20) 営業中に当条件を満たさない等により許可を取消すことがある。その取消により出店者に損失が生じても、市は一切補償しない。また、出店者は市に対し一切補償の請求は行わないこととする。
- (21) その他不明な点については、市担当者と協議すること。

（申請方法等）

第9条 申請は、公園内行為許可申請書（鈴鹿市都市公園条例施行規則（昭和43年鈴鹿市規則第31号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する様式）の提出によるものとし、次に掲げるものを添付すること。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた営業許可証が必要）※営業許可決定後の提出
- (2) 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証の写し
- (3) 消防署へ提出した届出の副本の写し※調理に火気器具等を使用する場合のみ、営業許可決定後の提出
- (4) 出店車両の車検証の写し及び写真（車幅、車高、ナンバープレート番号等がわかるもの）※移動販売車の場合のみ
- (5) リース契約書一式の写し※移動販売車且つ車両をリースしている場合のみ
- (6) 直近の年度の地方税の完納証明書等の未納がないことの証明書
- (7) 出店レイアウト図（様式任意）※店舗、出店車両、看板、椅子、テー

ブル等の配置が記載された，出店中に占用する空間の総面積が算出できるもの

(8) 第6条第5号に該当しないことの確認書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 申請受付は，営業予定日の属する月の1か月前（先着順）から原則営業予定日の2週間前までとし，該当の日が土日祝日の場合はその後の開庁日から申請を受け付けることとする。なお，許可までに時間を要するため，余裕をもって申請すること。

3 第1項の申請に基づく許可を受けた者は，許可を受けた事項を変更しようとするときは，許可事項変更許可申請書（規則第2条第2項に規定する様式）を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は，第1項の申請に基づく許可をしたときは，当該許可を申請した者に対し，都市公園許可証（規則第2条第3項に規定する様式）を交付するものとする。

（販売実績の報告について）

第10条 公園の利活用について，市が今後の参考とするため，許可期間終了5日以内に，市へ販売実績（販売数量）の報告を行うこと。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか，都市公園における臨時的な営業の実施に必要な事項は，市長が定めるものとする。

附 則

この要領は，令和3年3月1日から施行する。